



令和6年11月27日

鳴門市長 泉 理彦 様

鳴門市特別職報酬等審議会
会 長 松本 久和子

鳴門市特別職の報酬等の額の改定について（答申）

令和6年9月17日付け鳴人第128号をもって諮問のありました特別職の報酬等の額について、慎重に審議を経た結果、次のとおり答申する。

記

1 市長、副市長、教育長及び公営企業管理者企業局長の給料、期末手当及び退職手当の額について

(1) 給料の額（月額）

市長	894,000円（据え置き）
副市長	714,000円（据え置き）
教育長	638,000円（据え置き）
企業局長	617,000円（据え置き）

(2) 期末手当支給月数（年間）

3.40月（現行：2.95月）

(3) 退職手当の額

市長	17,522,400円【掛率4.9%】（据え置き）
副市長	10,281,600円【掛率3.6%】（据え置き）
教育長	5,167,800円【掛率2.7%】（据え置き）
企業局長	6,663,600円【掛率2.7%】（据え置き）

2 市議会議員の報酬及び期末手当の額について

(1) 報酬の額（月額）

議長	477,000円（据え置き）
副議長	411,000円（据え置き）
議員	389,000円（据え置き）

(2) 期末手当支給月数（年間）

3.40月（現行：2.95月）

3 改定の実施時期について

令和7年4月1日

4 審議経過・方法

本審議会は、令和6年9月17日、鳴門市附属機関設置条例第2条の規定により、市長から下記事項について諮問を受け、同日、令和6年10月30日、令和6年11月27日と3回にわたり審議を行った。

- (1) 市長、副市長、教育長及び公営企業管理者企業局長の給料、期末手当及び退職手当の額の適否及び適正な額
- (2) 市議会議員の報酬及び期末手当の額の適否及び適正な額
- (3) 改定が必要な場合における改定の実施時期

審議会では、特別職の報酬等の額について、公正かつ中立的な立場から、産業構造や人口規模の類似する他団体や県内他市の特別職の報酬等の状況及び前回の改定から現在に至るまでの本市一般職の職員の給与の改定状況等の資料を検討し、議論を行った。

5 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

(1) 社会経済情勢の動向

内閣府が公表した10月の月例経済報告によると、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

(2) 本市財政等の状況

市財政において、歳入においては、人口減少や地価の下落等の影響により、歳入の根幹をなす市税の減収が見込まれる中、歳出面では社会保障関係費が増加傾向にあるとともに、公債費についても高い水準で推移するなど依然として楽観視できない状況にある。

なお、市長等特別職の給料額においては、平成10年度から令和4年度までの25年間、自主的な減額措置を実施し、行財政改革による財政健全化へ取り組むことで、一定の減額効果が図られたこと等により、令和4年度末をもって減額措置を終了している。

(3) 一般職の給与の状況

本年の県人事委員会勧告の主な内容は、次のとおりとなっている。

- ア 一般職の月例給については、公民較差（2.57%）を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額の上上げ
- イ 特別給（期末・勤勉手当）については、年間の支給月数を0.1月上げ

(4) 市長、副市長、教育長及び公営企業管理者企業局長の給料等について

市長等の給料及び退職手当については平成24年度、期末手当については平成22年度の改定を最後に、現行の額が維持されている状況である。

現行の給料の額について、県内他市及び類似団体と比較しても、概ね中位から上位の水準に位置しているものの、著しく均衡を欠く状況ではない。

一方、期末手当の額については、平成22年から現行の2.95月を維持しており、県内他市等と比較しても最下位であり、他自治体と著しく乖離している状況であった。その理由の一つとして、人事院勧告の要旨を踏まえ決定される国家公務員の特別職に適用される期末手当の月数に準じ、改定している自治体が多く、本市の現行額と比較して約0.45月の差が生じている。

なお、退職手当の額については、県内他市等と比較して、市長の退職手当は、やや下位の水準、副市長等は、上位の水準に位置している状況であった。

これらのことから、社会経済情勢や本市の財政状況等を総合的に勘案した結果、市長等の給料及び退職手当は、現行の額を据え置き、期末手当については、現行の2.95月から0.45月分引き上げて3.40月とすることが妥当であると判断する。

(5) 市議会議員の報酬等について

市議会議員の報酬及び期末手当については平成24年度の改定を最後に、現行の額が維持されている状況である。

現行の報酬の額について、県内他市及び類似団体と比較しても、概ね上位の水準にあるものの、著しく均衡を欠く状況ではない。

一方、期末手当の額については、県内他市等と比較して、下位の水準に位置し、他自治体と著しく乖離している状況である。これは、市議会議員の期末手当が、市長等の期末手当に準じ改定している自治体が多く、当該手当が、前記(4)の理由により改定されていることにより、差が生じているものと考えられる。

これらのことから、社会経済情勢や本市の財政状況等を総合的に勘案した結果、市議会議員の報酬等は、現行の額を据え置き、期末手当については、現行の2.95月から0.45月分引き上げて3.40月とすることが妥当であると判断する。

6 附帯意見

(1) 審議会のあり方について

特別職が担う職務と責任は、住民ニーズの高度化、多様化に伴い大きくなっている中、諸情勢の変化を踏まえた議論を行うことができるよう、本審議会について、概ね3年に1度の開催を検討されたい。

(2) 期末手当に関する事項

期末手当については、その職務の特殊性に応じて定められるべきである特別職の報酬等とは異なり、社会経済情勢等を反映できる部分であると思料する。

その改定には、社会情勢や民間の給与実態を反映した人事院勧告の要旨を踏まえ決定される国家公務員の特別職に適用される期末手当の月数を参考に適時改定することが望ましい。

鳴門市特別職報酬等審議会委員名簿

(50 音順・敬称略)

役職	氏名	所属名
	大西 善郎	鳴門市農業委員会 会長
	上地 大三郎	鳴門市公平委員会 委員長
	塩津 孝弘	一般社団法人鳴門板野青年会議所 理事長
	富田 純弘	鳴門商工会議所 会頭
	春木 扶佐子	鳴板租税教育推進協議会 副会長
	福山 徳	鳴門市水産振興協議会 会長
会長職務代理	益岡 道義	鳴門市自治振興連合会 会長
	松葉 貢生	連合徳島北部地区協議会 議長
会長	松本 久和子	鳴門市社会福祉協議会 会長
	矢野 壽美子	鳴門市婦人連合会 会長